令和３年４月１日以後開始事業年度等分
単体法人用

【No.８】当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人等であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。
　また、適用除外事業者（当事業年度開始の日前３年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等）であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。

【No.１】電子申告義務がある法人（当事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.２】法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。
①　貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
②　株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
③　勘定科目内訳明細書
④　会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
⑤　組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
⑥　組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
⑦　適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第３条）

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.６】15 欄及び 43 欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No.７】地方法人税額の計算につき、別表一次葉の56欄～59欄により計算していますか。

【No.７】40欄の金額は、別表六（二）の50欄の金額と一致していますか。

別表一　各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分……令三・四・一以後終了事業年度等分

令和　　年　　月　　日　事業年度分の法人税　申告書
課税事業年度分の地方法人税　申告書

令和　　年

所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）	1	
法人税額（53）＋（54）＋（55）	2	
法人税額の特別控除額（別表六（六）「４」）	3	
差引法人税額（２）－（３）	4	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5	
土地譲渡利益金額 課税土地譲渡利益金額（別表三（二）「24」＋別表三（二の二）25」（別表三（三）「20」）	6	
同上に対する税額（22）＋（23）＋（24）	7	
留保金 課税留保金額（別表三（一）「４」）	8	
同上に対する税額（別表三（一）「８」）	9	
法人（４）＋		0 0
分配時調整外国税相当額に係る控除額（別表六（九））		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除		
控（（10）－（11）		
差引所得に対する法人税額（10）－（11）－（12）－（13）	14	0 0
中間申告分の法人税額	15	0 0
差引確定法人税額（14）－（15）（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、（26）へ記入）	16	0 0
課税標準法人税額の計算 基準法人税額 所得の金額に対する法人税額（4）＋（5）＋（7）＋（10の外書）	33	
課税標準法人税額の計算 基準法人税額 課税留保金額に対する法人税額（9）	34	
課税標準法人税額の計算 課税標準法人税額（33）＋（34）	35	
地方法人税額（58）	36	
課税留保金額に係る地方法人税額（59）	37	
所得地方法人税額（36）＋（37）	38	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（（別表六（ア）の二）「8」＋（別表十七（二の六）「4」）と（38）のうち少ない金額）	39	
外国税額の控除額（別表六（二）「50」）	40	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41	
差引地方法人税額（38）－（39）－（40）－（41）	42	
中間申告分の地方法人税額	43	0 0
差引確定地方法人税額（42）－（43）（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、（45）へ記入）	44	0 0

この申告による還付金額 所得税額等の還付金額（21）	25	
中間納付（15）－（14）		
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27	
計（25）＋（26）＋（27）	28	外
この申告である場合の申告前の所得金額又は欠損金額（60）	29	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額（65）	30	外 0 0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七（一）「4の計」（別表七（二）「9若しくは「21」又は別表七（三）「10」））	31	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金（別表七（一）「5の合計」）	32	
この申告による還付金額（43）－（42）	45	外
この申告である場合の申告前の所得の金額に対する法人税額（68）	46	
課税留保金額に対する法人税額（69）	47	
課税標準法人税額（70）	48	0 0 0
この申告により納付すべき地方法人税額（74）	49	0 0
剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日　令和　年　月　日	決算確定の日　令和　年　月　日	
還付を受けようとする金融機関等　銀行　金庫・組合　農協・漁協　本店・支店　出張所　本所・支所　預金	郵便局名等	
口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－	
※税務署処理欄		

税理士署名	